

第2回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 平成30年5月7日（月）午前10時～正午

【場 所】 宝塚市役所 3階 特別会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 近成総務部長 藤本行政管理室長 中西契約課長
契約課課員（岩室、生駒、古谷）

【開催形態】 公開（傍聴人9名）

【進 行】

1 審議会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

2 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

3 議題

(1) 議題1 前回要望があった資料について

ア 契約件数等の推移

イ 登録業者数の推移

ウ 公契約条例制定市の比較表一覧

(1) 理念型（人口10万人～50万人）の内容比較一覧

(2) 賃金条項設定型（人口10万人～50万人）の内容比較一覧

エ 尼崎市の公契約条例制定までの経緯

(2) 議題2 条例、規則、要綱の違いについて

(3) 議題3 前回のパブリック・コメントで出された意見の分類整理について

【審 議】

委員長： それでは本日の会議をはじめます。

まず、議案1号について事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題1の前回要望があった資料について

ア 契約件数等の推移

イ 登録業者数の推移

ウ 公契約条例制定市の比較表一覧

(3) 理念型（人口 10 万人～50 万人）の内容比較一覧

(4) 賃金条項設定型（人口 10 万人～50 万人）の内容比較一覧

エ 尼崎市の公契約条例制定までの経緯

(各資料により説明)

議題 1 についての説明は以上です。

委員長： ただいま説明があった資料は、いずれも前回の委員会で要望が有り、ご用意したものです。かなりのボリュームが有りましたので、分けて皆さんからご意見をいただきたいと思えます。まず、前半の契約件数あるいは登録業者数といったデータに関する部分で、ご質問やご意見があればお伺いをして、その後、他市の事例についてのご質問やご意見をお伺いするという形で、2段階に分けてお伺いしたいと思えます。

まず、最初のデータに関して、ございませんでしょうか。

前半のデータの部分に関しては、皆で共有しておくべき基礎情報としてお示ししてもらった訳ですが、例えば落札率の全国的な傾向とか、近隣の自治体に比べて宝塚市はどうなのかとか、もし今、情報をお持ちであれば追加的に教えていただいてもいいですか。

事務局： 落札率の比較というものは、今は手元にはございません。

委員長： それでは、後日でも構いませんのでお願いします。

それ以外にも、例えば、くじの発生率とかその辺りの動きを皆で共有できればと思えますので、お願いします。

そのほか、皆さん何か基礎情報としてもう少しこういうものも、というものはありませんか。

委員： 要は、県並みの落札率となっているか、その比較。市は県にならっていくと思うのだが、その動きが遅い。県はどういう取組となっているのか。県と市の現状の差、そういうものが有れば社会の現状と比較対照できるので、そういったものも資料の1つとして用意して欲しい。

委員： 前回も聞いたが、業務委託の平均落札率が全体に比べて低い。平成 29 年度は 80%を超えているがそれ以外は 80%っていない。これは何か原因はあるのか。

事務局： 宝塚市では、業務委託で人件費が主と考えられる業務について、割と早い段階から最低制限価格を取り入れてきている。落札率は、他業務と比較して低い年度もあれば、高い年度もあるので、業務委託が特別に低いとは考えていないのだが。

委員： 不調率について私が計算したところ、それぞれの不調率は、工事 6.18%、コンサル 5.15%、業務委託 11.24%、物品 10.28%であり、不調率については、先ほど委員が言われた業務委託が高い状態である。

設計価格が低いにも関わらず、最低制限価格を設定すれば設計価格からさらに下に設定することになる。全者が下回って不調になった案件は業務委託では平成 28 年度まで 0 件だが、平成 29 年度は不調 21 件の内、全者が上回ったのが 3 件、全者が下回ったのが 3 件ある。工事のように歩掛が無く、設計価格があいまいだからこういったブレが生じる。また、せつかく資料を作るのであれば、資料を作る際には、横に小さく%も入れてもらえればより親切的な資料になる。

委員長： 事務局からもし何かコメントが有れば。

事務局： 確かに業務委託については、工事のように標準の歩掛などで積算できていないものもある。そういったものについて、検討していく必要があると考えている。また、資料につい

ては、今伺ったように、出来る限り%なども付けて、さらに見やすいものにするように心がけていきたい。

委員長： いずれにしても、今ご意見いただいた内容については、現状をできる限り正確に把握する、また、情報を共有するという意味において必要なことだと思いますので、次回以降においてそのように資料をまとめていただければと思います。

その他にご意見などは有りますでしょうか。

では、後半の部分にいきたいと思います。他市の条例制定の状況について、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

委員： P8の資料を見ると、公契約条例を制定しているのは、県単位では5府県、兵庫県内では4市のみ。しかも尼崎市を除き、小さな市が多い。なぜ急いで公契約条例を作らないといけないのか。拙速にならないように。

委員： 公契約条例の賃金条項設定型の一覧表であるが、兵庫県では三木市や加西市とか3市ある。せっかく兵庫県内の自治体があるので県内の3市についても一覧表に入れておけばよいのではないかと。

委員： 今の関連で、県内で4市。そんなに多いものではないと思うので、その4市の条例そのものを資料としていただければ、分かりやすいと思います。

事務局： はい、県内の4市の公契約条例を資料として次回に用意します。

委員： 東京の目黒区が、賃金条項型で今年の10月1日の施行と聞いている。おそらく、それが一番新しいのではないかと。ちょっと確認してみてください。それと、日野市も審議中とのこと。10月1日施行で賃金条項設定型と聞いている。できれば、その辺りの情報も仕入れていただきたい。

事務局： 制定中のものについては把握できなかつた。申し訳ありません。

委員： 資料P27下の尼崎市長へのヒアリングのところで「発注者がしっかりとそれに値するような発注額を確保しなければいけない」とか、P28では「行政としては、賃金が確保できる価格をしっかりと設定して予算化することが非常に大事なことであります。」というようなことが書かれている。やはり、行政としての発注者責任ということがここでは明確になっていると思います。ぜひこれは参考にしていきたいなと思います。

委員長： その他いかがでしょうか。

委員： まず、多くの資料を作ってください、本当に時間がかかっただろうなと思います。ただ、今後の希望であるが、会議は2時間なので、説明はできれば15分以内にして欲しい。後は審議する時間。資料は事前にいただいているので一通り目は通している。とにかく短くしてほしい。

事務局： 申し訳ありません。なるべく短めにするように致します。

委員： 公契約条例の制定に関してびっくりしたのが、全国的にみて非常に少ない。この中で、宝塚市が公契約条例を制定しようとしているのは非常に良いと思う。ただ一番の問題は、あくまで、公の立場だけでなく、双方の立場で、また、実際の施策をどのようにしていくか。一部おかしいところもあるが、全体のバランスはこれで良い。一番肝心なのはこの公契約条例の中身であり、具体的な施策をどのようにしていくのかという行動指針。その時に行政だけで考えるのか、時代の変化に伴って私たち受注者側、労働者側の声を常に聴いていながらここはおかしいのじゃないかと。一方的に行政側だけで発信していけば偏った内容になってしまうと思う。あえてこういう条例を作るのであれば、具体的な施策を作る時に我々の声を聞いてほしい。そういった声を聞くような継続した委員会を作らないと何の意味も無いのではないかと。

委員長： ただいまのご意見に対して事務局から何か回答がありますか。

事務局： 受注者の方のご意見、労働者の方のご意見、いろんなご意見を聴く場というのは、必ずしもここだけの場ではなくて、例えば労働問題であれば、その審議会もごございます。継続した会議がどういうものか、今すぐにここでの回答は差し控えさせていただきますが、今後、また考えていきたいと思えます。しかし、常に意見をお伺いしながら施策を決めていくという姿勢は、今後も行政として取っていかねばいけないと思っておりますし、今までで漏れている分につきましても、これからどんどん反映させる施策に変えていかねばいけないと認識しております。

委員長： 今の点は、非常に重要な点だと思います。やはり大事な事を決めるプロセスの透明性を高めると同時に、そういう場を設定するという大切さをご指摘いただいたのではないかと思います。行政側としてもそういう場をできる限り設けていくというスタンスではいらっしやるということですので、問題はどのような形でやっていくかということになるのかと。

委員： 先ほど。委員が言われたことは、資料のP21にある郡山市の郡山市公契約審議会のようなイメージでおっしゃったのか。

委員： 審議会ですか。いえ、条例は何らかの形で制定されると思えます。しかし、それで何をするのか。制定したままで置いておくわけではない。当然その中で施策が出てくる。その際に、一方的な陳情だけでなく、公平な立場で、施策の中身の検証をやっていくべき。いろいろな声を聞いても「聞いた」で終わる。公平な場で審議して欲しい。条例が制定されてからも常にその内容についての審議をやってほしいということ。

委員： そのお話を聞きながら資料を読んでいたのですが、資料を見ると「学識経験者、事業主関係者、労働団体関係者・・・」が委員となって、「条例の施行状況に関すること。目的を達成するための施策に関すること」というのを審議することとあり、条例制定後の審議会というイメージでおっしゃったのかなと。

委員： そうですね。失礼しました。具体的にはそういうことです。これが終わってからの審議会を必ず作っておいてほしい。

委員長： この委員会で最終的に決定した条例の内容について、実効性を担保するために、別途、こういう事後的な評価、検証する場を設ける必要が有るのではないかとのご意見ですね。

委員： 条例案の第6章の雑則では、「市長等は、公契約に関する施策を適正かつ円滑に行うために、必要があると認めるときは、受注者等から意見を聴くことができる。」とあるが、必要が無ければ聞かなくても良いということになってくる。これは一方的。やっとなりました、実際の施策は行政が勝手にやるのですかということになる。いくら良いものを作ってもそれを行政の立場だけで進めるというのは開かれた行政ではないのではないかと。

委員長： もう条例の具体的な個別内容に踏み込んだ議論になっているとは思いますが、今後の論点の一つとして非常に重要なご指摘かなと思えます。他市の事例でも発注者と受注者が対等な関係で、という文言があったように思うのですが、まさにご指摘いただいた点が十分に担保されていないと、条例でどれだけ美しいことを謳ったとしても、そのプロセスでひっくり返されてしまうことになる何のための条例か、ということになりかねないというご意見かと思えますので、今後、条例の具体的な中身を議論する時に、その視点もまたこの委員会でしっかりと議論を継続してやりたいと思えます。その他いかがでしょうか。

おそらくこの内容に関しては、まだまだいろいろとご意見があるかと思えますので、ちょっと一度ここで中断させていただいて、皆さんのお手元の次第の方に戻っていただけますでしょうか。

議題3のところパブリック・コメントの意見の整理とありますので、これと関連してまたご意見をいただく機会があるかと思えますので、ちょっと議事を進行させていただきたいと思えます。

それでは、議題2の方をまず事務局から説明していただいでよろしいでしょうか。

事務局： (条例、規則、要綱の違いについて、資料により説明)

議題2についての説明は以上です。

委員長： この議題2の主旨は、それぞれの制度がこうなっていて、こういう違いがあるということ共有するということだけで良いのですか。つまり、条例でなく、規則や要綱という選択肢もあるという意見ではないのですね。

事務局： 条例でなにかも記載するのではなく、それを受けて施行規則とか、要綱とかでより細かい部分について、決めていくのが一般的ですよということをご理解いただくための資料です。

委員長： そうしましたら、今ご説明いただいた内容に関してご質問などはございますでしょうか。これにつきましては、特に意見を伺うということにはなさそうですので、続きまして議題3の方に移りたいと思います。前回のパブリック・コメントで多数のご意見を市民の皆さんからお受けしたということで、そのご意見がどういった内容のものであったのかというものを分類整理していただいたということですので、資料で言いますとP41以降の内容です。それでは事務局の方からご説明をお願いします。

事務局： (前回のパブリック・コメントで出された意見の分類整理について、資料により説明) 議題3についての説明は以上です。

委員長： ありがとうございます。そもそも、この委員会が立ち上げられた経緯というのは、これだけたくさんパブリック・コメントをいただいたということから、提出された条例案に対してもう少し慎重に中身について検討する必要があるのではないかということだったかと思います。

それで、改めてパブリック・コメントで出された意見というものを整理してみると、1つ目がそもそも条例の形態について、理念型、賃金条項設定型、あるいはもしかしたら第3の形態があるのかないのかも含めて論点になるのではないかと、2つ目がそもそもこの条例の枠組みに組み込むべき内容であるかどうかということに対するご意見、3つ目が既に条例案として示している条文の具体的な修正に対するご意見、4つ目が先ほどの議題2の中でもご説明が有りました様に、そもそも条例という枠組みの中で検討する内容ではないのではと思われるご意見、それから5つ目に関してはかなりバラエティに富んだご意見、要望ということになっていきますけれども、しかし重要な指摘もいくつかあるかと思えますので、このあたりもまたこの委員会で検討していきたいと思えます。というようなことで、皆さん、このご説明内容について、それぞれ何かご意見がございましたらお願いします。

委員： もらっているパブコメの40番から50番ぐらいまで、最低制限価格が決められていないということですが、工事以外は最低制限価格はないという理解でよろしいのでしょうか。

事務局： 最低制限価格は工事には全ての案件において設定しております。また、業務委託につきましては、人件費を主とすると考えられる清掃、植栽等の剪定、人的警備、施設管理・受付、車両運行管理といった5業務に設定をしています。個別案件としてはこの業務以外にも有るかと思いますが、主にくりとなる5業務ということで、いまのところ工事と業務委託の5業務に設定しています。

委員： 人件費を伴う設計業務委託に最低制限価格が無いのはどうなのか、市役所が積算した27%などでは落札できない。1/4で人件費や経費の満額がでると思っているのか。働いているのは人間ですよ。それから、このP43の表では、全体の意見212件に対して、条例案の第1章に該当する4条までで意見の17%を占めている。次に第2章は1件しかないが、第3章の9条から12条までで26.4%、第4章では33.9%。これを足しただけでも80%ぐらい

の意見が出てきている。いかに今までのことが違うか、だからパブリック・コメントでこれだけ要望が出てきている。これを真摯に受け止めてもらわないといくらここで意見を出しても反映せず、時間の無駄である。

委員長： 今、いただいたご意見については、意見の集約の仕方として、例えば、分類した際に%でこういうところに意見が集中しているということを示せばより分かりやすいというご指摘だったと思います。なので、今後の資料作りではそのように工夫していただけたらと思います。それから、ちょっと区別しておく必要があるのは、先ほども私の方で整理させていただいたと思うのですが、今回は条例というものに、どこまでを書き込むかということなんです。制度に関する不備とか不満とかは別途有り、沢山のご意見が出ていますので、それはそれで見直す機会が必要だと思いますけれども、まず、この条例の枠組みの中でどこまでの内容を扱い、どこまで具体的に書くかということについて、この委員会では議論しなければいけないので、そこは区別が必要なのかなと思います。その他、このパブリック・コメントに関してご意見はございますでしょうか。

委員： なぜ、宝塚市が公契約条例を先頭きって制定しようとするのかという主旨が表れていないように思う。パブリック・コメントをした際の資料としても概要版と条文は有るが、なぜ宝塚市が先頭をきって公契約条例を作るのかという主旨説明が付いていない。なぜ先頭をきってやるのかを教えていただけたらすっきりする。尼崎市では、規則と要綱を作って労働者の賃金等についてちゃんとコントロールできるように作っている。ところが、第1条を見てみると労働者保護は目的には書いていない。むしろ宝塚市の方はそこを写している。一番大事なのは、条例で何を規定してどのような段取りでいくかということだと思うが、そう考えたときに、なぜこれを作るのかについて、宝塚市の当局としてきちっと押さえておくべきと思うため、それを教えていただけたらと思います。

委員長： ありがとうございます。非常に重要なご指摘かと思えます。

この委員会としては、以前に条例案を出された経緯があるため、条例案の是非を問う場ではなく、条例そのものの中身をどういう風に良い形にしていくかを議論する場ということで設定されたとは思いますが、しかし、改めて、そもそもこの条例の主旨、主たる目的が何であったのかということについては、おっしゃる通り、我々も一度立ち止まって共有しておく必要が有るかと思えますので、事務局の方から説明いただいても良いでしょうか。

事務局： 条例の一番の目的は、契約に関する市の理念や基本方針を明確にすること。以前に入札・契約制度に関する調査専門委員からも5つの提言をいただいていた、本市としてはその提言を一つずつ実践してきたわけではあります。提言1において「市の理念・基本方針を明確にする必要がある」ということがありました。その提言1以外についてはできるものから進めてきたのですが、提言1の市の基本理念を明確にするということができていなかった。公契約条例については、市長の意向ということもあるが、やはり、課題であった「契約に関する市の方針」を作ろうということで作成にとりかかったもの。

私個人としては、前回の委員会でも市内業者への優先発注は何を根拠にやっているのかというご質問もありましたが、市内でのお金の循環ということを考えると、やはり市内への優先発注についての方針を市としては、持っておくべきではないかと思っています。尼崎さんも目的の最初にそういったことを記載されておられますが、私もそのことがまず来るべきではないかと考えています。

委員長： 今のご説明にあった話の中身というのは、この資料で言うとP11の公契約条例の目的にあたるどころと理解したらよろしいでしょうか。

- 事務局： どちらかというとは基本理念でしょうか。基本理念も含めた目的、その辺りかなと思います。
- 委員： こういうものを作る時は、大抵がこういう事実があるからこうしたいと、もっと何か具体的な事実が有って、それで作るようになったのではないのか。
- この条例案はもちろんそのとおりで、ここには労働者の福祉の向上と公契約の適正化と全て盛り込まれているが、これをいったいどうやるのが大事だと思うのですが、他の自治体を作っているから作ろうとしたのか、それともやはり宝塚市においてはこれが問題だから作ろうとしたのか、そういうことはどうなんだろうと思ってお聞きした。今、一つは実態的には中小企業の育成ということが急務であるからそのためにやろうとしている、ということなのかと思った。
- 委員長： 要するにこの条例が制定される背景として、例えば現場レベルで非常に深刻な問題が生じているとか、あるいはそこまでは無いけれども全国的な動向を見て、宝塚市として積極的に政策を推進するという立場でこの条例案の制定というものを先進的にやっていこうというスタンスであったのか、というご質問ですよ。
- 委員： そうです。
- 委員長： それは、どのように理解したらよいですか。
- 事務局： 現場レベルで深刻な問題ということが現実にあったわけではない。
- というのは、宝塚市ではいろいろ事件があった。市長が2人続けて逮捕されるとか、その前にも職員が逮捕されるとかがあり、入札契約制度に係る改革というものはかなりやってきている。そういう意味で、全国的に見てもいろいろな改革を先行して実践してきている市ではないかと思えます。宝塚市で何か問題があるからこれを進める必要があったということではなく、第1回の会議の資料でもお示しをしましたが、本当にここまでいいのかというぐらい市内への発注率は高い。市内への優先発注については、条例で市の方針であると、私たち職員としてもそういった裏付けが欲しいというところではあります。条例を裏付けに、安定して市内へ発注していく体制が構築できる。
- 委員： 今の説明には納得できない。それでは公契約条例を作る必要性が無いのではないのか。やはりパブコメでこれだけ意見が有るし、大きな話にはなるがOECDの資料では、公共工事に携わっている労働者は2,500万人、金額的な規模では70兆円前後と言われている中で、宝塚市では、やはり労働者の保護をしながら、業者の育成もするために、必要な手立てをするために公契約条例を作るのではないかと考えている。もっと丁寧に適切に回答してもらわないと混乱をきたすだけではないか。
- 委員： その前に私もちょっと疑問なのであるが、もともと平成28年の8月に我々建設業界に初めて公契約条例の制定前の説明会があった。その5年前から委員会が設置されていたと聞いていて、いきなり8月に我々に報告が来て、条例を12月に作り、来年から施行しますよということであった。5年前から素案作りに入っていたのに我々が全く無視されていた。それはあまりにもおかしすぎるということで、猛反対することになった。ちょっと私もふと疑問に思ったのであるが、この委員会の委員の方々は5年前から参加なさっていたのではないのか。5年前から始まって作ってきたのに我々が反対して潰してしまったと思っていた。皆さんは5年前から参加しているものと思っていたのだが違ったんですね。ということは、最初はいったいどこから始まったのか。28年の5年前ということは23年から始まっている。その時の議事録がおそらく有るのではないのか。
- 委員： 私は今の事務局の話を知っていると公契約の公平性、透明性及び競争性。これがこの条例を生み出した基本ではなかったのか。5年前ならおそらくそれに当たるだろう。ところが公契約にはもう一つ目的が有って、今委員がおっしゃられた労働者のことと環境保全

と、これも入れなければならないということになって、両方入っているんだと思う。まさにここに基本理念として4つが入り進みだした。しかし、公契約条例というのはどうしても労働環境のことが入ってくる。だからそれをうまく利害調整していかないといけない。難しいなと思う。

事務局： 28年の5年前から公契約条例の検討をしていたというのは、なにか誤解がある。この委員会は今年の3月にできて、今日が2回目の開催になる。こういった会が5年前からあった訳ではない。

委員： 前にいただいた資料には何年何月から始まったと書いてあった。28年にいきなりこの条例の成文ができた訳ではないだろう。

事務局： 尼崎市さんとよく似た感じで、職員が集まってどういう言葉にしていこうかと考えて条例案ができてきたものです。

委員： 他市の条例案を参考に作るということは良くあること。

委員長： このような審議会ではなくて市の内部で検討して文案を作られたということですか。

事務局： そういえば、23年は「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員」から報告書が出された年である。その時に、「市の理念や基本方針を明確に示すこと」という提言をいただいて、それ以後、市の方針をどこかで作らないといけないという思いはあり、検討を始めたと言えるかもしれない。ただ、何かの専門の委員会があつて検討しはじめたという訳ではない。

委員： おそらく、根底には宝塚市では大変な不祥事が続いた。それは、入札問題が大きなテーマでその報告書も出ている。だからそれが源流となってその延長線上で市としては公契約条例も考えて来られた。もう一つは、他の自治体でもかなり公契約条例の制定の動きが有るということで内部で検討を始められた、という経過ではないのか。

委員： 私も今回、委員になるまで具体的な内容は知らなかったのであるが、きっかけとしてはパブリック・コメントが非常に反響があつて、多くの意見が寄せられた。そこで、慎重に進めなければいけないということがこの委員会が設置された大きな原因であつたのかなと思う。

事務局： そうです。

委員： ちょっとさっきの話に戻り、日野市では、ホームページを見ると公契約条例検討委員会報告書が1月に出ている、その報告書を審議会に引き続くということで10月1日の制定を目指しているということ。参考になるかと思うので、これを見ているとパブリック・コメントが31件なんです。日野市の人口規模は18万人ぐらいなので、宝塚市より少し少ないぐらい。そこで31件しかなかったものが宝塚市では210件を超える。私もこれだけの反響があるというのは驚きであった。先ほど別の委員がおっしゃったが、これを単に項目で分類するだけでなく、具体的にどんな意見が寄せられているのかということをお我々としても少しきちんと見て、それを踏まえて十分に検討していくべきかなと思います。

委員長： ありがとうございます。今、委員がうまく整理して下さりました。改めて混乱を避けるために、経緯を確認しておきたいと思います。先ほどおっしゃられた専門調査委員会というのは、条例案を作るための委員会ではなく、入札制度、あるいは公契約制度そのものに関して様々な見直しを行うという調査専門委員会というものがあつた。そこでは、様々な入札あるいは公契約に係る制度の見直しを行い、様々な問題点が浮かび上がってきたので、それに対して、今後こういう改善が必要でないかという提言が何点か出された訳です。その何点かある提言の1つに、今回の条例につながるような提言があつたわけです。

委員： 2代続いてあつた市長の不祥事の後半に作られた委員会だ。

事務局： はい、そうです。

委員： それで意味が分かった。それだから蜂の巣をつついたようになった。先生がおっしゃた様に他市では30とか40ぐらいしかコメントが出なかったのに宝塚市ではこんなに出てきた。

委員： だからいきなり8月に聞いて来年4月に施行しますよということで、全く話が通じていない。ただ、それ以外は非常に良くできていると思う。市及び受注者の責務と書いてあるので、お互いの責務をしっかりと果たさなければ前に進まない。これは良いことだと思う。

委員長： 若干の混乱は有りましたが今の話で共有はできたと言うことでよろしいでしょうか。それでは再び議事に戻りたいと思います。時間も迫ってまいりまして残りわずかなのですが、今日の議題に関わってこれだけは、というご意見、ご質問が有れば、改めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

少し、議論があちこちに飛んでしまったのですが、本日用意していた議題は以上となります。改めて少しだけ私の方で、補足させていただきたいと思うのですが、まず、議題1のところでご説明いただいた資料ですが、もう少しこういう風な資料があればいいんじゃないかという意見がありました、特に他市の動向ということに関しては、現在検討中という自治体も含めた情報にアップデートをしていただくと我々の議論にも役に立つのではないかというご意見があったかと思えます。それから、時間が非常に限られており、しかも資料も事前に配っていただいているので説明は短くして今日のように議論の時間がたくさん取れるような進め方を次回以降お願いしたいというご意見があったかと思えます。それから、この条例を制定した後で、ちゃんと事後検証するような場を設けることが必要ではないかというご意見もあったかと思えます。それから今日は最後まで議論を尽くすことはできなかったんですけども、この委員会で特に議論しなければいけないのは、この公契約条例という枠組みの中でどこまで内容、対象を広げていくか、あるいは具体化するかについては、もう少し皆さんのご意見を伺いながら進めていく必要があると思えます。説明が有りました様に、それは十分要綱というレベルで良いのではないかとか、運用レベルで何とかなるんじゃないかとかということがありますので、最終的には良い条例を作るということを考えると条例で規定すること、そうでないことという区別は今後さらにしていく必要があるだろうと思えます。

最後に、そもそもこの条例を作る主旨ですね。あるいはその経緯というものが共有できていなかったということがまずかったのかなと思えます。前回にそのことが皆さんと共有できていれば良かったのかなと思えます。もし、そのことに関連してもう少し資料が必要だということがあればこの後で事務局に言っていただければと思います。

本日の議題は以上とさせていただきますが、その他事務局の方から何か連絡事項等がございますでしょうか。

事務局： 次回の資料としては、今検討中の自治体も含めたものを作っていきます。その他はパブリック・コメントの資料9枚以外にどのような資料を用意しておけばよいでしょうか。

委員： 兵庫県内の4つの自治体の条例そのもの。

委員長： その他に具体的になにかあれば。

委員： 都道府県では47分の5、県内では47市町の内、なぜ5番目に宝塚が条例を作るのか。県がやるから右に倣えというのなら分かるが。

委員： だから先ほどちょっと言ったのが、公正性、透明性というのを宝塚は望んだのではないか。そこに労働者対策や環境、福祉とかそういうものを入れて作られているんだと思った。もともとは、入札から入っているということだと思います。

委員： 以前に大阪弁護士会で大阪府内の全自治体にアンケートを行った。どこも決して冷やかではない。どこも結構真剣に検討している。ただ、豊中市や大阪府では総合評価方式をやっている、そこまで必要が無いだろうという自治体が少なからず有るので、大阪ではあまり公契約条例が広がっていないと感じた。冷やかということではない。

委員： 宝塚市でそれをやると業者数が少ないので特定の業者しかついていけない。総合評価の応募ができないから。加えてハードルを高くすると動けない。ハードルの低いものを。36者で抽選とかになっている。当たらない人は1年たっても当たらない。最近では運が良い職員に入力させるということになっている。

委員長： それは、また、一つひとつのテーマの問題かと思います。

それでは次回は既に示されている条例案の中身について個別具体的に議論するというところでよろしいでしょうか。

事務局： 主に先ほどおっしゃられた資料を示した後は、条例の中身について議論していっただけなのでは、と思っております。

委員長： それでは、次回の日程は。

事務局： 次回委員会の開催日程ですが、皆様から8月の可能な日程を記入していただいております、集計したところ、8月10日午前10時から12時で、場所は今回と同じこの場所ということを決めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。それでは、またよろしく申し上げます。

委員長： それでは以上をもちまして、本日の委員会は散会とします。どうもありがとうございました。